

第2回大阪府森林環境整備事業評価審議会

平成28年6月24日

【司会（辻森づくり総括主査）】 お待たせしました。定刻になりましたので、ただいまから第2回大阪府森林環境整備事業評価審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室の辻と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議でございますが、委員全員にご出席をいただいておりますので、大阪府森林環境整備事業評価審議会規則第4条の規定によりまして、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の会議は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、公開としておりますので、あらかじめご了承願います。

また、本日の会場につきましては、これまで同様、梶原委員のご好意によりまして、追手門学院様の会議室を使わせていただいております。お礼を申し上げます。ありがとうございます。

会議に先立ちまして、事務局を務めます大阪府環境農林水産部の出席者について、異動がございましたので、紹介させていただきます。

前列中央より環境農林水産部長の石川です。

【石川部長】 石川でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（辻森づくり総括主査）】 環境政策監の天下です。

【天下環境政策監】 天下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（辻森づくり総括主査）】 環境農林水産部次長の森です。

【森環境農林水産部次長】 森でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（辻森づくり総括主査）】 環境農林水産総務課長の安井です。

【安井環境農林水産総務課長】 安井です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（辻森づくり総括主査）】 みどり推進室長の勝又です。

【勝又みどり推進室長】 勝又です。よろしくお願いいたします。

【司会（辻森づくり総括主査）】 みどり推進室みどり企画課長の仲田です。

【仲田みどり企画課長】 仲田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（辻森づくり総括主査）】 みどり推進室森づくり課長の原です。

【原森づくり課長】 原です。よろしくお願いいたします。

【司会（辻森づくり総括主査）】 そのほか、紹介は省略させていただきますが、各農とみどりの総合事務所の所長、地域政策室長、森林課長も出席しておりますので申し添えます。

それでは、開会にあたりまして、事務局を代表しまして、環境農林水産部長の石川より一言ご挨拶を申し上げます。

【石川部長】 改めまして、おはようございます。大阪府環境農林水産部長の石川でございます。本日は大変お忙しい中、委員の皆様方には本審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

大阪府の森林環境税もこの4月からいよいよスタートということになりました。府民の皆様になたなご負担をいただきながら、事業を進めるということでございます。私どもは、この4年間でしっかり成果を上げていきたいというふうに思っております。そのためには、毎年、事業の内容について評価をしっかりし、そして、次の年にそれを参考にしていこうというこの仕組みが非常に大事かというふうに思っております。前回の審議会では、評価の仕組みあるいは指標について、たくさんご意見を賜りました。本日の審議会では、今年度の事業予定箇所について、少しご報告をさせていただいた後に、前回のご意見を踏まえまして、事務局としての評価指標案等を提示させていただきたいというふうに思っております。限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を賜りながら、しっかりした評価の仕組みにしてまいりたいというふうに思っておりますので、本日はどうぞよろしくごお願い申し上げます。

【司会（辻森づくり総括主査）】 次に、本日配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

一番上から順番に確認させていただきます。一番上に、ホチキスどめの2枚で、次第、委員名簿、規則、会議の公開に関する指針がつづつあるものが1つと、その次に、1枚物で、資料1として、第1回審議会議事要旨、そのあとに、A4の横書きで49ページにわたる「平成28年度に実施する森林環境整備事業について」、そのあとに、資料3としまして、A3の1枚物で、「森林環境整備事業の評価指標（案）」、そのあとに、資料4としまして、A4の1枚物で、事業評価シート（案）、資料5としまして、A3の1枚物で、「森の『見える化』運動」、最後に、参考資料といたしまして、第1回審議会の議事録として、33ページの資料を付けさせていただいております。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと存じます。

会議規則第4条の規定によりまして、増田会長が議長を務めることとなっておりますので、増田会長、よろしく申し上げます。

【増田会長】 皆さん、おはようございます。

前は、2月に開催をして、4、5ヶ月あつという間にたちましたけれども、第2回目を始めさせていただきたいと思います。議事進行を務めますので、よろしく申し上げます。また、梶原先生には非常に便利な会場を設定いただきまして、ありがとうございます。

会議を始めます前に、本日の議事録の署名委員ですけれども、梶原先生と藤田先生にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、2月開催の第1回に続き、2回目となりますが、先ほどからご紹介いただいていますように、本日の議題は2点でございます。平成28年度に実施する森林環境整備事業について及び評価指標についての2点でございます。順次議論を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず最初ですが、半年近く経ちますので、思い出す意味も兼ねて、前回は振り返るところから本題に入っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【池口森づくり参事】 森づくり課の池口と申します。それでは説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日お配りしております資料の右肩に資料1と書いてあるものをご覧ください。A4版です。表題は、第1回の審議会の議事要旨というふうに書いてあります。本日の審議会ですが、議事の2つ目の評価指標、これにつきましては、前回からの継続審議という案件ですので、前回の議事の概要につきましては、簡単に振り返りたいと思っております。資料1に基づいて説明させていただきます。

開催日時は、2月3日でこの場所で開催しております。

その際の議事の要旨ですが、まず、共通ということで書いております。ご意見2つ目のところの丸ですが、各事業の協定書について示すようにというご意見をいただいております。これにつきましては、後ほど資料2の中で説明させていただきます。

その次に、府民に理解を広く求めていくことが必要だと、PRについて、工夫するようというご意見をいただいております。これにつきましては、資料5で、森の「見える化」というものを入れております。これにつきましては、審議対象から少し外れてしまい

ますが、時間がありましたら、説明させていただきたいと思っております。

その次に、自然災害から暮らしを守る取組みということで、^{りゅうぼく}流木、前回までは^{ながれき}流れ木という言葉をよく使っておりましたけれども、本日は^{りゅうぼく}流木というふうに読ませていただきます。流木・倒木対策ということで、これにつきましても、1つ目の意見としまして、都市部に至るまでの、都市の住民にも十分広報が必要ですよと、そういった意見をいただいております。

その次に、健全な森林を次世代へつなぐ取組みということで、まず1つ目の基盤づくり、これにつきましては、1点目、2点目に書いていますように、協定書の中で、どのような伐採をするのかについても、扱いをきっちりしておく必要があるということでしたが、これにつきましては、伐採方法等につきまして、協定書の中で、後ほど資料4の中で説明させていただきたいと思っております。

それと、その次の人材育成ですが、人材の育成、活用方法についてしっかり工夫しなさいという意見をいただいております。

1 ページ目の一番下、木のぬくもり推進事業、これにつきましては、木育リーダーというものについて、十分活用できるように、これについても工夫するよというご意見をいただいております。

続きましてページをめくっていただきまして、2番目の評価の指標、手法です。本日の主な議題になりますが、これにつきましては、数値化というものが困難な項目についても、可能な限り定量化というものに努力されたいと。それを次回、今回になりますが、お示しいただきたいというご意見をいただいております。

最後、3つ目の意見ですが、評価シートにつきましては、定量的な面だけではなく、質的な面についてもあわせて表現できるようなものにされたいというご意見をいただいております。

それと中ほど、「健全な森林とは」というところですが、健全な森林の定義をしっかり持っておく必要がある。少なくともこの審議会では、減災にかかる森林の働きが十分に確保されている。そのような森林を「健全な森林」と呼ぼうということでご意見いただいたところでは。

下から2つ目の3の「広報」についてですが、積極的な情報提供、これをもって説明責任を十分果たされたいというご意見をいただいております。

最後に、4つ目の、4と書いておりますが、第2回の審議内容、第2回というのは本日

の会議のことですが、28年度事業につきましては、後ほど資料2のほうで説明させていただきます。

それともう1点、評価指標のあり方、これにつきましては、後ほど資料3のほうで説明させていただきたいと思います。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

今、前回の振り返りということで、少し思い出していただく意味も兼ねて議事要旨をご説明いただきましたが、何か特にお気づきの点ございますでしょうか。もしも修正等があれば、議事録に関しましては事務局のほうにお伝えするというところでよろしいですね。

それでは、前に進ませていただいてよろしいですか。

それでは、議事の1に入りたいと思います。平成28年度に実施する森林環境整備事業について、ご説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【池口森づくり参事】 はい、わかりました。続きまして、A4の横長の資料で右肩に資料2と書いています、表題「平成28年度に実施する森林環境整備事業について」。かなり分厚くて、50ページ弱ありますが、これに基づいて、平成28年度の事業を説明させていただきたいと思います。評価委員の皆様には、この28年度事業を約1年後の来年のこの時期に評価していただくという流れになります。

では、ページをめくっていただきまして、これは事業ごとに書いておりましたが、1つ目が危険溪流の流木対策事業です。そのイメージがその下の2ページ目、木が書いてあり、真ん中に川が流れているポンチ絵ですが、イメージとして、整備前、整備後とで、流木防止のために、土石流で今現在立っている木も一緒になって流れてくる。それによって下流の被害が大きくなるということを防ぐために、治山ダムを設置したり、倒木あるいは流出する危険のある木を伐採、搬出するという、それと強度な間伐を行ったり、広葉樹を植えたり、自然災害から府民の暮らしを守ろうという取り組みをしていきたいと思っています。

その絵の周辺には、イメージの写真を入れております。

1ページ目に戻っていただきまして、目的、それと事業概要、事業計画を書いております。1ページ目の一番下のほうですが、赤色で事業対象区域の選定方法と書いています。大阪府の崩壊土砂流出危険地区、この中をA、B、Cという3つのランクに分けています。その中のAランクのうち、特に危険度の高い、治山事業が着手されていない、保全対象が

20戸以上あるところについて、4年間でこの森林環境税の事業で全て対策を講じていきたいというふうに考えております。

続きましてその次のページ、3ページ目、4ページ目、この部分は縦で見てくださいと、先ほどご意見いただいておりました協定書を入れております。これが協定書ですが、第3のところ、協定の期間ですが、ここに書いておりますように、協定締結の日から10年後、10年間という期間を設けております。それと、その下の第7、森林所有者の義務というところですが、協定の期間中は森林所有者に対する義務として、森林以外への転用の禁止、それと皆伐あるいは樹木の伐採等により表土、伐採木を流出させるおそれのある行為、こういうものについては行ってはならないということを協定書で明記しております。

右側の4ページ目ですが、協定の承継ということで、第9、相続や譲渡があった場合、承継するもの、それと第3項では、地上権等の権利を設定する場合については、本協定を妨げない範囲のものとする旨を協定で明記しております。

続きまして、その次の5ページ目になりますが、2つ目の大きな項目として、主要道路沿いにおける倒木対策事業、主にナラ枯れとか放置された竹林が繁茂して主要道路にかぶさってきている、あるいは、倒木すると道路を封鎖する危険性があるというところについて対策を講じていきたいということで、6ページ目に先ほどと同じようにポンチ絵を入れております。整備前と整備後のイメージ図を入れております。ナラ枯れの場合は、枯れた後、倒れて道路に落ちてくる危険性がありますので、予防的に伐採する、あるいは枯れている木について処理します。放置竹林については、竹林が繁茂して、風が吹けば倒れるという危険性を除去するというので、整備後のイメージのようにすっきりしたものにしていきたい。

ただ、ここで前回指摘されましたように、全部切ってしまうのではないかという懸念を持たれる方もおられるかもしれません。ですので、私どもとしましては、伐採率7割以内という制限を加えております。やむを得ず、枯死木が集中している、そういう関係で7割以上切る場合については、補植であくまでも森林景観というものを保ちながら防災対策を講じていくことで考えております。

その次の7ページ目、8ページ目、また縦長になって申しわけありませんが、先ほどと同じように、協定書の案を入れております。協定書の表題は、こちらのほうは倒木対策事業ですが、内容的には、先ほどの協定書とほぼ同じになっておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次の10ページに大阪府域の絵があって、緑色の色が入っておりますが、これが28年度の流木対策事業の実施地になります。左上のほうに(1)から(8)の地区別の整備予定数量を入れております。その一番下の計の欄、ピンク色で表示しておりますが、治山ダム12基、森林整備22ヘクタール、溪流延長1,170メートル等書いておりますのが28年度の、後ほど説明させていただきますアウトプット、事業実績につながってきます。これについて、達成状況を来年度、委員の皆様にも評価していただくことを考えております。

11ページ、12ページに流木対策のイメージということで、11ページを見ていただきますと、左側が場所、右側が写真、イメージの写真を入れております。今回はこの場所で実施するというので、危険木と書いてあるのが土石流等が発生すれば、この立っている木についても一緒になって流れ、流下する危険性があるというもので、伐採して危険度を減らしていく、減災に努めることを考えております。

その後、各箇所の写真を入れております。次に、19ページです。これも同じように、大阪府の地図を入れておりますが、これが平成28年度の主要道路沿いの倒木対策事業、ナラ枯れや放置竹林の繁茂、そういったものが道路にかぶさってくる、倒れてくる危険性がある箇所についての対策を講じる工事箇所でございます。能勢町の(1)国道173号から、岬町の(11)国道26号まで、11路線で考えております。

左側の表を見ますと、ピンク色のところの合計17箇所、38ヘクタールというのが今年度の事業ですが、路線でいえば(1)から(11)までの11路線になります。路線によっては複数箇所でも施工しますので、合計17箇所になるというご理解でお願いしたいと思っております。

20ページ以降につきましては、それぞれの箇所の図面、施工位置と状況の写真を入れております。順にご覧ください。

続きまして、31ページからは、次のくくりになります。持続的な森づくり推進事業ということで、基盤づくりの説明資料になっております。

事業概要のところを書いてありますように、基幹的な作業道、あるいは木材集積土場、こういうところを整備することによって、計画的な間伐促進を図る。そのための基盤をつくりましょうということで、これにつきましては、4年間、森林環境税で34地区、4,800ヘクタールの整備を考えております。事業計画につきましては、その下に、やや水色っぽい表、横長の表を入れていますが、28年度は10カ所で考えております。

32ページ、33ページは、この事業の協定書を入れております。持続的な森づくり推

進事業に係る基盤施設の利用等に関する協定書ということで、第2条が協定の期間で、こちらのほうは20年という期間設定をしております。

第4条の責務の3に書いてありますように、あくまでもこの事業は森林法に基づく森林経営計画を策定して、その中で行うことにしております。ですから、伐採等の計画につきましても、この中に記載され、それに基づいて実施していく流れになると思っております。

その具体的な今年度の場所ですが、34ページの平成28年度持続的な森づくり（基盤づくり）の実施箇所ということで、左側上のほうに表がありますが、作業道が8,600メートル、土場が13箇所、この28年度の数値が、ちょうど1年後、来年のこの評価委員会で評価していただくというアウトプットの数値となってきます。

この34ページに赤丸で大まかな場所を示しておりますが、ページをめくっていただきますと、北部など地区ごとのやや詳細な位置図というのが35ページにあり、36ページには、それぞれの場所の詳細な事業計画を入れております。このように各地区ごとに、37ページは南河内管内というように次頁以降に続いていきます。

続きまして、45ページです。先ほどは、持続的な森づくり推進事業の基盤づくりでしたが、こちらのほうは人材育成です。事業概要のほうに書いてありますように、森林経営リーダーや府内産材コーディネーターを確保するため、専門家等による講座や現地研修等を開催するというのがこの事業の概要でございます。

28年度につきましては、その下の事業内容等の①、府内産材コーディネーターの育成10名で考えております。②の森林経営リーダー34名は、29年度以降になりますので、28年度の評価対象にはなっていません。来年度から育成していくことになっております。

続きまして、46ページです。持続的な森づくり推進事業の未利用木質資源活用です。この辺のくくりが、前回ご説明させていただいたときと若干変わっていますが、これにつきましては、また後ほど資料3のほうで詳しく説明させていただきます。未利用木質資源活用の目的の欄に書いていますように、林内、伐採されて、伐採後放置された林地残材、切り捨て間伐と言われていますが、このような利用されていない材を有効活用していこうということで、林業事業者や森林所有者あるいは里山保全活動団体等の方々に未利用材を継続的、安定的に搬出していただける、このような仕組みの構築を考えております。

搬出の目標量も設定しております。事業概要の3つ目の丸ですが、未利用材の搬出目標量は、4年後には3,000立米を出していける仕組みをつくっていこうと考えております。

最後になります。47ページです。子育て施設木のぬくもり推進事業です。保育園や幼稚園、そういった子育て施設における木材利用、主に内装木質化、床や腰壁などに木材を使うことによって、森林の大切さや木材に対する理解度を深めていただくという、木育の促進につなげていく事業でございます。実施場所につきましては、それぞれ木育リーダーという方を育成していきたいと思っております。この47ページの中ほど、青い表の中に、事業計画として、平成28年度は30箇所において実施しようと考えております。大体1つの施設に1.5立米の木を使いますので、30施設、45立米を今年度の目標にしております。

既に現在、募集を始めております。左下のほう、平成28事業者募集の概要に記載しておりますが、第1次募集のほうは3日前の6月21日に既に締め切っております。応募園数は21園、30園に対して21園ですが、右の一番下に書いていますように、2次募集を8月上旬ごろに予定しており、現在、相談件数が40件相当ありますが、第1次募集間に合ったのが21件ということで、引き続き、第2次募集を行っていきたくと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

第1議題の本年度の森林整備事業について、ご説明をいただきましたが、何かお気づきの点ございますでしょうか。いかがでしょうか。

藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 質問が出る前に、補足的なご説明をお願いしたいのですが、一番最後の47ページで、子育て施設木のぬくもり推進事業につきまして、21園応募があったというご紹介があったかと思いますが、これは府域全体としては、割合分散してご希望されているのか、ある地域に集中しているのか、その傾向がもしわかりましたら、追加的なご説明をお願いしたいと思います。

【安藤森づくり補佐】 森林支援グループの安藤と申します。

応募の状況ですが、先ほど21園ということでございましたが、府内一円で募集をしたところ、満遍なくではないですが、例えば各事務所管内で申し上げますと、北部管内では3件、中部管内で8件、南河内管内で2件、泉州管内で8件ということで、大阪市も含めて中部が8件ということで、エリア的には分散している状況ですが、今後、まだ予算的にも余裕がございますので、件数を上げる意味でも2次募集をさせていただいて、数多くや

っていただくように努力したいと考えております。大阪市内は、参考までに2件、今出ております。多いところは、大阪市が2件、堺市が5件、東大阪市が3件ということで、あとは1件ずつで分散しております。

【原森づくり課長】 補足ですが、市町村のほうはまだなかなか予算の確保ができておりませんが、泉南市から1件出ております。あと、岸和田市からもご相談があったのですが、予算の都合ということで、引き続き、2次募集で公共のほうにも力を入れて進めたいと考えております。

【増田会長】 ちょっと私のほうから二、三、ささいなことですが、1つは、各図面で、凡例がある図面もあれば、ない図面もある。あるいは、凡例の印が同じ事業なのに違っていたり、例えば一番最初の危険溪流の流木対策事業、11ページの水色の破線で囲っている箇所は、これが対象なのか、協定を結ぶことを想定している対象エリアですか。

【原森づくり課長】 11ページの破線で囲んでいるところでしょうか。

【増田会長】 そうです。

【原森づくり課長】 これは、今回のこの整備地区、危険地区のエリアを囲んでおります。

【増田会長】 それで、もし協定を結ぶとすれば、この森林整備のピンクの部分ということですか。

【原森づくり課長】 はい、森林整備エリアを示すピンクの部分について協定を結ばせていただこうと思っております。

【増田会長】 その辺、ちょっとこの水色の範囲が一体何をあらわしていて、ピンクは何をあらわしているのかというあたりを整理していただいたほうがいいでしょう。

【原森づくり課長】 そうですね。破線の部分につきましては、危険地区をあらわしております。

【増田会長】 ところが、それでいくと、森林の広がりも違うでしょうが、4番までは、この水色のラインがあるのですが、5番からはスケールが大きくなって、5、6は水色の範囲がないですね。

【原森づくり課長】 はい、すみません、申しわけありません。

【増田会長】 それで、7、8はあってという。全部そうなんですけどね。その次が、20ページ以降の資料で、施工予定地平面図で書いてある、これは基本的には赤の破線のエリアが施工予定ですね。

【原森づくり課長】 はい、そうです。

【増田会長】 それも多分赤の範囲が施工予定地ですよという凡例がないので、どこをやるのかというのは、明示されていないのと一緒にですよ。

【原森づくり課長】 そうですね、これにつきましては、例えば括弧書きで地区名を入れて、その下に入れているところもあるのですが、その辺り、不整理でもうしわけありません。

【増田会長】 根拠資料ですので、それを整理しておいてください。

【原森づくり課長】 はい。

【増田会長】 今度は森づくりの基盤整備事業にいくと、さらにわからなくなるのは、間伐の履歴みたいなものの凡例が入っているものもあれば、樹種が入っているものもある。これは全部凡例が統一されておらず、何をあらわした図面なのかわかりにくいですね。

【原森づくり課長】 36ページ以降の図面につきましては、事業予定図ということで、現在、全体事業計画を取りまとめているところでございまして、その1つの例といたしまして、最終的な計画としては44ページです。

【増田会長】 これが完成像。

【原森づくり課長】 これが完成でございますので、今のところ、地元と調整している中で、このレベルまで詰め切っているのがこのウスイ谷地区というところだけでございます。ほかの34地区につきましてもこのレベルまでの図面を作成しているところで、現在作業中の1次資料として、上の34地区の資料をあげさせていただいております。

【増田会長】 その次ですが、少し気になることを全部言いますと、人材育成ですが、このカリキュラム及び講師の決定というのは、どんな仕組みを用いて決定されるのか。たまたま昨日、農政がやっているアグリビジネスの事業プロポーザルの審査会をやっていたのですが、それに類していると思いますが、要するにこのカリキュラム及び講師の決定というのが非常に重要だと思っておりますが、どんな仕組みでそれを決定されるのかということをお聞きください。

【原森づくり課長】 事務局のほうでその辺の取りまとめを行っているところですが、この評価委員会の梶原先生のほうにご相談をさせていただきながら、現在取りまとめをしているところでございます。

【増田会長】 それは例えばどういう形で、競争的な事業プロポーザル的なところにするのか、あるいは、そういうコンサルティングができるところを一本釣りしてお願いする

のか。

競争的な仕組みの中で決定していく仕組みというのは、これともう1つは、保育園の子育て施設の木のぬくもり推進事業、これも募集をして、何らかの意味で競争的資金で補助するところを決定していくと。そういう面で行くと、その決定の仕組みみたいなものが、やはり、オープンになっていないと、例えば予算があれば、とりあえず先着順に採択していくのか、あるいは、ある一定の効果計測のようなことをして、選択するような競争的資金なのか、そのあたり、少し補足をいただきたい。

【安藤森づくり補佐】 人材育成ですが、年度が変わってから、どういった研修内容にするのかということが前年度からの課題ではありましたので、ターゲットとしては、木材業界や流通事業者、そういったところのニーズ調査、ヒアリングを行っております。その中身で梶原先生にも相談いただきまして、今後カリキュラムを確定したいというふうに考えております。

そのカリキュラムの内容につきましては、現状の課題を整理しますと、45ページのカリキュラム案というところに記載していますが、川下の事業者の方、これは川上のことがなかなかわからない。川上の方も川下のことがなかなかわからないといったところもございますので、1回全体的なセミナー、木材流通経営に関するセミナーを開いて意見交換をして、中身的には川下の事業承継、または会計、人事、労務、金融、さらにはトータルとしての木材利用といったカリキュラムをしてはどうかということで、今、府のほうで考えているところです。この人材育成につきましては、府が直営で、非常に小さい予算ですが、直営で今、カリキュラム案を考えて、募集のほうをさせていただきたいと思っております。

生涯学習のようなセミナーといいますか、研修ではなくて、今後、来年度以降に向けます川上の森林経営リーダー、そちらとつながるように、川下の事業者の方々にターゲットに絞った10名程度の研修会、セミナーをしようというふうに考えているところでございます。

【増田会長】 今確認したのは、直営でやられるということは確認したというのと、カリキュラムをつくられているというのは確認しました。もう1点確認したいのは、この10名、あるいは来年度にやる34名を、一体どういうふうにして選択されるのか。20名応募してきたらどうするのか、そのあたりですね。あるいは、この10名、34名というのをある一定の公平の原則の中で選択するのか、そのあたりはどう考えているのでしょうか。そういう仕組みが非常に重要だと思います。ある一定の恩恵を、授業料を払われるが、

多分授業料以上の効果を発揮するという話でいくと、競争的に入学なのか、あるいはそうではないのかと。

【安藤森づくり補佐】 募集に関しましては、木材の流通関係ということで、テーマを絞るためにヒアリングをさせていただきました。ただ、カリキュラムにつきましては、こういった幅広の事業内容になっておりますので、募集の際には、幅広く募集をかけたいと考えております。

【増田会長】 多分、人数オーバーしたときには抽選をすとか、結構これはうるさくて、抽選も密室でやるとだめで、公開の場で抽選すとか、公開性なり公平性みたいな何らかの形の中で受講生を選択することが要るのではないか。

【安藤森づくり補佐】 わかりました。その辺につきましましては、また募集のところで配慮をさせていただきたいと考えております。

【増田会長】 梶原委員、どうぞ。

【梶原委員】 梶原でございます。名前が出ましたので、少し説明させていただきます。

昨年度までは追手門学院所属ということでしたが、今回からは久留米大学所属ということで出席させていただいております。昨年度から追手門学院と大阪府との間の環境教育に関する協定を結んでおりまして、それをベースとして、さまざまな人材育成プログラムを進めております。昨年度はマーケティングの一般的なお話から始まり、こういうウッドマーケティングのほうにどのようにして人の関心を引っ張ってあげればいいのかといった、そういう話をやっておりました。そうした実績を踏まえまして、今年度以降、大阪府のほうから人材育成等に関してのカリキュラム策定案についてご相談を受けている次第です。

只今、説明がありました件ですが、今のところ確定ではないのですが、一応方向性として、府産材を扱う経営体の経営基盤の強化策と、府産材の取扱いをどうやって広げていくべきかという点を中心に、準備を進めていただいております。

今ご指摘のありました人数ですが、例えばここの数字が10名なのに、なぜあそこの数字は34名だと。多分私の理解では、こうした数字は今のところ確定的なところではなく、実際にはどれだけの人数が参加されるかわかりません。参加枠が20名のところ申込者数が8名となるかもしれません。そのときはもう少しお声かけして広げていくということになろうと思います。もちろん上回った場合には、若干対応して、例えば12名でしたら、それは皆さんにできるだけ来てもらうようにするといったことで、弾力的に運営することも可能ではないかと考えております。ですから、あくまでもここの数字というのは、とり

あえずのこの企画案の段階での数字ですので、今のご指摘の内容を事務局のほうでは具体化するところでもう1回精査していくことになろうかと思えます。目下、今のお話を進められているところですので、また、具体的な内容につきましては、近日中に何らかの形で委員の先生方のほうにはご提案させていただくことになると思っております。

以上でございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

あと、子育て施設のほうはどうでしょう。

【原森づくり課長】 子育て施設につきましては、資料の49ページ、一番最後に、応募から事業認定までのフロー図を示させていただいております。まず、応募の段階で、木材の使用量等一定の要件をクリアしている事業計画について、提出いただいた中からその条件をクリアしているものにつきましては、応募資格を持っていただく。予算額、また件数が多かった場合には、その方々から公開の抽せんによって決定をさせていただくという方法をとらせていただく予定でございます。

今回の場合、第1次募集につきましては、予算額、件数ともに下回っておりますので、抽せんではなく、21園全てがこのフロー図の中段以下の認定額が当該年度予算額を超えない場合ということで、提出、応募されました21園全てが今回は補助の対象になることとなります。

この後、同じように2次募集の形をとらせていただき、事業計画の認定をし、それに応募の資格を持って、予算残額等の中で総数が決定します。それがオーバーしますと、下段、右側でございますような超えた場合につきましては、認定事業者選定会、これは公開による抽せん会を予定しておりますけれども、それをさせていただいて、予算満額に届くまで事業所を決定させていただきたいと考えております。

【増田会長】 はい、わかりました。このフローチャートは、そういう面では、もう少しちゃんと、まず応募資格の有資格審査をするということですね。審査事業主体からのヒアリングというよりは、むしろ、ここでやるのは応募条件というか、応募資格の審査をして、合格したものの中で予算額がオーバーする場合には抽せんをし、オーバーしない場合には全て、要するに条件を満たしていれば交付すると。だから、そういうことがもう少しわかりやすくフローに書いているほうが、何のヒアリングをするのかとかいうことが、このフローだけを見ているとわからないものですから、そういう資格条件審査みたいなことを入れているのかどうかが見えるほうがいいと思うんです。

【原森づくり課長】 わかりました。その辺修正して、2次募集以降、用意させていただきます。

【増田会長】 はい。私が気づいたのはそれぐらいです。

【蔵治委員】 蔵治でございます。私も、細かいことかもしれませんが、幾つかご質問させていただきますが、まず、自然災害流木対策事業のほうですけれども、11ページから何枚かの図面で、例えば11ページですと、森林整備(1)1.0ヘクタールでピンク色に塗ってありますが、この等高線を見ると、等高線の片側だけ塗ってあるように見えますけれども、これは28年度にこの南側の斜面だけをやって、29年度は例えば北側の斜面をやるとか、そういうことなのかなとも思ったのですが、片側だけ塗っているケースがほかにもあるので、そこを質問させていただきます。

【田中(武)森づくり補佐】 お答えします。森づくり課の田中です。

先生のおっしゃるとおり、これらの事業は基本的には全て2カ年事業でございます。治山ダムを赤で塗っているところは今年度、黄色のところは来年度ということですが。森林整備につきましては、今年度実施する区域のみ掲載しています。特に事業開始の初年度ということで、どうしても整備面積は少なくなっています。全体の森林調査は、コンサルタントを入れて行いますので、その中で2年目はきちんと危険なところについて整備していくということで考えております。

【蔵治委員】 ありがとうございます。

続きまして、ナラ枯れ倒木対策のことですが、その写真を見ていきますと、実際に明らかに枯れている木の写真の場合もあれば、枯れていないものもありますが、通行障害が危惧されるというケースと両方写真に載っているわけですけれども、この事業でそういう危険木あるいは枯死木を除去するというときの基準というのは、どういうふうを考えるべきかということなんです。先ほどの説明ですと、7割を上限とするという数字があったような記憶が。その7割というのは、どういう根拠なのかもちょっとわかりませんが、あんまりたくさん切り過ぎると、はげ山っぽくなるということもあると思うんですけれども、生きている木と死んでいる木というところで、何か基準を設けたほうがいいのではないかなということも思いますが、どういうふうにお考えでしょう。

【田中(武)森づくり補佐】 1つは枯れている木、これについては、基本3年ないし5年で倒木になりますので、これについては全て切るというふうを考えています。あと、高木となっている老木など弱くなっている木については、今後枯れる危険性が高いという

ことで、樹高とか太さによって、それが枯れたときに道に落ちていくのかどうかということとを判断して、対策するかどうか決めていくということになります。

7割といいますのは、全て健全木のところで7割ということは当然考えておりません。集団的に枯れていて、どうしても7割切らないといけないという場合には7割以上切ることもあります。ただ、その場合については、補植をするということを考えています。

なぜ7割かということなんですけれど、これは、林野庁のほうで天然更新する場合につきましては7割以内にしなさいという指導がございます。なので、その7割というのを採用させていただいております。

【蔵治委員】 ありがとうございます。

続いて、この持続的な森づくりに入りたいと思いますが、個別の細かいことまではわからない部分もありますが、この協定書を今回、見せていただいて大変ありがとうございました。それで、基本的にはこの地図に示してあるような結構広いエリアを対象とするわけですけれど、このエリアの中で協定書を取りつけるという作業はかなり大変なことかなという気がしまして、それが例えば想定したスピードで進まないということも十分あり得るかと思うんですけれど、そういう場合はどのようにされるわけでしょうか。協定書がある程度集まらない場所がパッチワーク的にできてしまっても、協定書のある範囲で何かを進めるということなのか。そのあたりについてどうですか。

【安藤森づくり補佐】 44ページをお開きください。

千早赤阪村のウスイ谷のところでございますが、このエリアを凡例の3つ目、森林経営計画策定区域ということでハッチが入っておりますのが、地図でいいますと数字の4と7、4林班と7林班ということで、ここの2つのエリアが今、経営計画等を樹立しているところになります。5林班につきましては、今後樹立する予定ですが、これも含めて青の線で全体計画区域図として、大きく全体をくくっております。今回の事業対象は、5林班は今後経営計画を立てますけれど、4と7が既に森林経営計画が樹立されております。この4と7につきましては、森林所有者さんと受委託の契約を既に結んでおります。ということは、この事業に対しては理解がありますので、今回は改めてになりますけれども、20年間の協定書を締結していただくということになりますけれども、今回、この地区につきましては全ての所有者の方からいただいておりますので、基本的には経営計画を樹立していただいておりますので、協定書の承諾はいただけるものと考え、今進めております。

【原森づくり課長】 今、説明ありましたとおり、1つの地区を森林経営計画でカバー

しながらやっていくということで、森林経営計画につきましては、それぞれの尾根、谷の関連性とか、林地の関係がありますので、1つの地区で複数の森林経営計画が策定される。その森林経営計画が策定されたものに対して事業が入っていく、順次入っていくことになります。森林経営計画ごとに森林所有者さんとの協定を結び、その結んだところについて、まずは着手している。ここにありますとおり、4と7林班については、森林経営計画が既に結ばれておりますので、今、事業体のほうが各森林所有者さんを回って協定書のはんこを集めております。ほぼいただいております、今、その承認手続に入っているところですので、本日でき上がったものをお見せしたかったのですが、事務的にまだ通っておりませんので、お見せできませんでしたが、そういう形で経営計画ごとに1つの地区を取りまとめて事業を進めていこうとしているところでございます。ですから、一時の間、全て休止し1年、2年おくれて、作業に入っているところもあります。

【蔵治委員】 ありがとうございます。

それでは、次に人材育成のところですが、これは質問というよりも、意見になると思うのですが、先ほどの梶原委員のご説明でも、木材流通業経営についてというようなことで、今年度は考えられるということではあったんですが、やはり、この人材育成を何のためにやるのかということに常に立ち返っていただきたいというのが私の意見なんです。この人材育成は、健全な森林を次世代につなぐ取り組みという大枠の中に入っているもので、その健全な森林を次世代につなぐ取り組みをわざわざ新しい税負担までしてやらなきゃいけないということは、何もしなければ健全な森林が次世代につながらないおそれがあるからだと思えます。

その健全な森林を次世代につながらないおそれがある、どうしてそういうふうになってしまったのかということが本質的な問いだと思います。どうしてそうなってしまったのかということ、やっぱり、流通とかにかかわる方々もかなり真剣に考えていただく必要があるんだろうと思います。やはり、そういうことをきちんと教育できるようなカリキュラムあるいは講師というものがそこにきちんと出ていかないと、単なるビジネスの何か、いかにベンチャーを立ち上げるかみたいな話だけをされても、それがほんとうに健全な森林を次世代につなぐということに直結していない限り、この税金を使ってこの事業をやるということに対しての説明責任という意味で、少し疑問が生じる可能性があるのではないかと、そういうふうに思いましたので、それは意見として申し上げたいと思います。

それは、最後の子育て施設木のぬくもり推進事業についても同様ですが、ここでは木質

リーダーという言葉が挙げられていて、施設の職員あるいは施工事業者がPRすると書いてありますが、このことについても、これはあくまで健全な森林を次世代につなぐ取り組みの中でやっていることだということに立ち返っていただきたいということを繰り返し述べさせていただきたい。やはり、単に木質化とか、単に木材とか、そういう話になってしまうと、それは木材であればいいのか、木質であればいいのかということにどうしてもなるということを私はここで繰り返し申し上げておりますが、地域の地元のすぐ近くの山に生えている木を使うということをしないう限りは、健全な森林は次世代につながらないということをしないう限りをわかっていただかなければならないということで、そういう人たちが保育園で子供たちにもそういうメッセージを伝えてほしいというのが私の意見ということで申し上げます。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

これは、カリキュラムを形成したり、あるいは採択するときの貴重な意見という形で受けとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【原森づくり課長】 わかりました。

【増田会長】 ほか、よろしいでしょうか。梶原委員、どうぞ。

【梶原委員】 1点だけ質問させてください。

主要道路沿いの倒木対策事業です。19ページです。

もちろん山間部、周辺部にもあるわけですが、これらは大体国道沿いですよね。しかも、他府県との県境に面しているか県境に近いところです。例えば具体的な例で1つ挙げますと、24ページの(5)の太子町の例ですが、これもすぐに奈良県の県境で国道沿い。もちろん、これは大阪府の事業で行われるわけですから、大阪府内での事業となるというのは当然理解できますが、この竹内峠を奈良県側に超えてしまったら、ここから奈良県側も多分同じような状況かなと思うのです。何を申したいかということ、他府県との連携のことで、大阪府のところは大阪府がやりますが、例えば奈良県はどうですかとか、あるいは、道路管理者によって、もちろん都道府県になる場合があるということは存じていますが、国交省あたりと例えば何か連携をとるとか、そういったことがあるのか、確認させていただければと思ひまして、発言をさせていただきました。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【原森づくり課長】 なかなか、まだ隣県とのその辺の形は、今後、こういう事業を

我々取り組ませていただく中で、隣県との会議等、機会があるときに、この事業の趣旨なりを説明させていただきながら、その辺、理解をいただいて、協力してやっていける方向で何か取り組んでいただけないかという声かけなりはしていきたいと考えております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【梶原委員】 ありがとうございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

【武田委員】 1点いいですか。

【増田会長】 はい、どうぞ。

【武田委員】 勉強不足かもしれませんが、これは本質的に自然に人が手を加えなくなったので、自然に荒れていって、将来の危惧がたくさん出てくると。そういう場合と、我々現場で今、鳥獣被害、有害鳥獣の被害ということで、南部はイノシシが多い、北部は鹿の害が多いと聞いております。そういう鹿が害をして、森林が荒れると、あるいは、若い苗木を食って、もっと小さいのはウサギが食べるんですね。ウサギが芽を摘む。大きくなってくると、今度は鹿が食べるんですね。猿が食べるという場合もありますけど。そういうふうに自然に荒れることプラス有害鳥獣が荒らしていくというケースがありますよね。その原因に係るものについては、今回はあまり立ち入ってないですよね。そのマッチング、例えば協定を地権者、所有者と結んでいる場合に、その所有者は有害鳥獣の対策をしようとしていることが、この事業の例えば、端的に言ったら足を引っ張るというようなことがあるのであれば、この協定にそういう仕組みというか、そういうリスク回避を入れていかなきゃいけないということがあると思うんです。そこのところを教えてほしいと思います。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【原森づくり課長】 今回、協定を結ぶ中で、森林所有者さんのほうにも森林として適正な管理を所有者としてのものでしていただきたいというところを入れてございます。その辺で協力をしながら、適正な森林の管理に努めていけるのかなと考えております。ですので、他の形でいろいろ森林災害、被害等を打った中では、所有者さんとの協力を得ながら、その辺は対応していかざるを得ないのかなと考えております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

いかがでしょう、大体前半部分の28年度に実施する森林環境整備事業については、ある一定の共通認識、あるいは少しアドバイス等できたと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本日の第2題目でございますけれども、森林環境整備事業の評価指標等について議論を進めてまいりたいと思いますので、まずはご提案のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

【池口森づくり参事】 引き続き、資料3のほうで説明させていただきます。A3の横長の大きな紙で、右肩に資料3というふうに入れております。

既に概略については説明させていただきましたが、前回までの資料と大きく変わっているところ、表現の仕方が変わっているところなどを中心に説明させていただきたいと思ひます。

まず、この資料3で一番上の欄を見ていただきますと、左から事業名、28年度予算額、その右側に事業実績ということを書いてあります。前回お示ししたペーパーでは、アウトプットという表現を使っておりました。本質的な違いはないとご理解ください。事業実績の欄に3つの列があります。一番左端の列のところに第2回提示案(6/24)、これが本日皆様方にご提示したい事務局の案となります。ですので、アウトプットの案ということになります。その右の列が検証方法、それらの案についてこういうふうには検証しますと。これも事務局の案でございます。その右側に第1回提示(2/3)、ですので、これは第1回目のこの評価委員会で提示させてもらった案というものを参考につけさせてもらっています。ですので、この右端の第1回提示案から、今回の左端の第2回提示案に移っている、今回議論いただくのは左端の第2回提示案ということになるということです。

この事業実績、アウトプットの右側に今度、事業効果というのが書いてあります。こちらのほうにつきましては、前回の資料ではアウトカムという表現を使っておりました。アウトカムというのが少しわかりにくいので事業効果というふうに変更しております。これにつきましても、事業実績、アウトプットのほうと同じように、左側の列から本日の第2回提示案、今回ご審議いただく内容、並びにその右側には検証方法、それをどういうふうには検証するのかということを書いておられます。一番右の列には、第1回提示ということで、網かけを入れていますが、前回の会議ではこういう提示をさせていただき、この後、先生方のご意見を聞きながら、事務局で検討したのが左端の第2回提示案になるというふうにご理解ください。

また左に戻りますと、事業実績、アウトプット、これは一番上の行のところに事業実績【毎年評価】というふうには書いておられます。これにつきましては、毎年評価していただくということで、第2回提示案の列に書いておられます数字につきましては、28年度計画の

数字、先ほど資料2で説明させていただいた同じ数字が入っております。28年度の数字。それと括弧内では4年間の合計の数字というのを入っております。

具体的に見ますと、土石流・流木対策8（30）危険地区というのは、28年度は8地区について手をつける。4年間では30の危険地区について着手する、工事するというふうにご理解ください。

この毎年評価につきましては、第1回目の評価は、ちょうど1年ぐらい先の29年の6月、このぐらいの時期に28年度事業、先ほど資料2で説明させていただいたこの事業について、29年6月ごろをめぐりに開催する評価委員会で評価していただくということになってきます。

その右側の事業効果、アウトカムのほうですけれども、これにつきましては、毎年ではなくて、中間年と最終年を終えた後ですので、その事業効果の指標の括弧の中の平成30年・平成32年に評価ということです。平成30年というのは、28年、29年という2カ年の工事事業を終えた翌年の30年、大体6月、この時期ですね。ですので、再来年のこの時期に評価いただくことになってきます。それと平成32年というのは、4年間の工事を終えた後ということですので、平成32年6月に、4年後のこの時期に評価いただくことで考えております。あくまでも事務局の案です。

それとまた、左側の事業実績、アウトプットのほうに戻っていただきまして、第2回提示案、左の端に自然災害から暮らしを守る取り組み、それと健全な森林を次世代につなぐ取り組み、ハッチを付けておりますけれども、この大きな2つの区分をしておりまして、その上の自然災害のほうにつきましては、危険渓流の流木対策、それと主要道路沿いの倒木対策というふうに、先ほど資料2で説明させていただいたくりしております。

事業実績の第2回提示案、具体的にどのような項目で評価いただくかというのは、前日もご意見をいただきましたけれども、かなり具体的な数字を入っております。土石流・流木対策につきましては、治山ダム12基。（60）というのは4年間の合計ですので、28年度は12基、森林整備22ヘクタール、流木対策1,170メートル、それと減災対策につきましては、森林危険情報マップの作成8カ所、防災教室8回、これにつきまして、右側の検証方法の欄に書いていますように、事業の完成検査でありますとか、成果品、実施回数の確認、これらをもって来年、この場所で評価いただくというふうになってきます。ですので、かなり具体的な数字を入っております。

これに対しまして、右側の事業効果、平成30年、2年後、4年後に評価していただく

内容につきましては、第2回提示案に書いていますように、危険地区の安全の向上ということで、危険地区、Aランク保全対象は20戸以上という、一番高いレベルの、危険度の高いところ、これらについてこの森林環境税で全て概成、工事しましたと。この表現は、4年後のことになりますので、平成30年の中間年のときはこれがどれだけ進んでいますという評価になってくるかというふうに思います。

その下につきましては、府民の減災意識の向上、対象者の8割。対象者というのは、その工事によってメリットを受ける方々、住民の方々、こういった方々の8割以上がよくなったというふうな結果になるということを考えております。

具体的に、この事業効果の検証方法につきましては、危険地区の効果検証としまして、1つ目として対照区を設けようと考えております。要するにその工事をする場所、それとしない場所で、どのくらい効果があったのか、工事をすることによってこれだけの流木の発生が抑制できましたという効果検証の対照区をつくらうというふうに思っています。あと、植生回復調査、土壌の浸透態、土砂移動量ということを考えています。

それと、府民の減災意識につきましては、アンケートの実施ということを考えております。

こういうことで、各事業ごとに並べております。

前回から変わっておりますのが、下半分の健全な森林を次世代につなぐ取り組みという中で、先ほど来説明させていただきましたが、持続的な森づくり推進事業の3つ目の未利用木質資源の活用というところでございます。前回の資料では、この事業を独立させて表記していました。ですから、持続的な森づくり推進事業、また別に未利用木質資源の活用というのが入ってございました。その後、事務局で議論した結果、これは森林所有者の理解度の更新だと。森林所有者がそういう未利用資源をできるだけ使おうという理解度の向上というところに指標を持っていこうというふうに案を考えたのですが、その後、皆様方のご意見を聞きながら、最終的にはそういう理解度の向上プラス実際に未利用材を出すという3,000立米、これについても目標値として設定することといたしました。未利用木質資源の活用のところの右側の事業実績の欄を見ていただきますと、1つ目として、搬出体制の構築ということ、事務局を設置して森林所有者であるとかNPOの方々、そういった方々が基盤整備をした、人材育成をしたと、そういった力をかりながら、未利用材、切り捨て間伐とされている木を持ち出すということについて、括弧内に28年度100立米、29年度300立米、30年に1,000、31年に3,000と、4年かけて3,000

立米まで持っていこうという具体的な年度計画等も入れております。

このように、実績の確認をしていただこうと思っております。ですので、一時は理解度の促進ということで、アンケート調査だけを考えておりましたが、具体的に持ち出すという未利用材の量、それについても把握し、それを皆様方に審査していただこうと考えております。

この表ですが、申しあげましたように、事業実績、アウトプット、それと事業効果、アウトカム、その右側のほう、資料3と書いてあるその下のところに、4年間の事業実施後に期待される森林の効果という欄を設けております。私どもは、府民に対する説明責任というものを持っておりますので、評価して得た結果を府民にそのまま公表すると同時に、これについて、こういうふうな森というのを私どもは目指しております、それに近づきつつあるということを示していきたいと。わかりやすい指標ということで、設けております。具体的には、山地災害の予防、土砂流出の防止、緑のダム・洪水の抑制と。その右側に二酸化炭素の吸収・固定というものが書いてありますが、これにつきましては副次的な効果と。私ども大阪府の森林環境税では、減災という災害防止、災害予防ということに重点を置いておりますので、二酸化炭素につきましては副次的に出てくるものということで、ちょっとトーンダウンした書き方をしておりますが、こういう流れで整理していきたいと考えております。

繰り返しますが、この評価委員会につきましては、委員の皆様方に事業実績について、毎年評価していただくということと、事業効果、アウトカムということにつきましては、2年事業終了後、4年事業終了後に審査していただくということで、本日この資料3というのを事務局案として提案させていただきたいと思っております。

それと、その次のページの資料4というのがあります。評価シート、委員の皆様方に評価していただくにあたりまして、この資料4というのを、これは一応案として入れております。左の上のほうの事業名、危険溪流の流木対策事業ということで、これにつきまして28年度、こういうことをやりましたと、自己評価の結果、こういうことになりましたということで、これはあくまでも想定上の記述になっております。2番の自己評価は、事業実績、理由欄を見ていただきますと、当初の計画は、ほぼ達成できた等々書いています。森林整備については、一部の所有者の協力が得られず、できなかったとか、かなりリアルな表現をしておりますけれども、あくまでもこれは参考で、こういうふうなものを見ていただいた上で評価していただくということで、各事業につきましてこのシートを評価委員

会の事前に提出して見ていただくということになるかと思えます。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

ただいま、資料3、4に基づきまして、評価指標案についてご説明いただきましたが、何かお気づきの点ございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、藤田委員どうぞ。

【藤田委員】 確認ですが、評価はとても難しい問題だと思いますが、特にソフト事業の評価をどうするのかというのを定量化するのはとても難しいということを重々承知でお願いしたいことがございます。幾つかソフト事業の評価が入っていると思いますが、例えば自然災害から暮らしを守る取り組みという、危険溪流のところで減災対策としての森林危険情報マップの作成と防災教室とありますが、防災マップをつくって教室を開いたら、それでオーケーみたいな評価になっていますが、実際問題としては、マップをつくったものをどう共有して、地域に還元するのかというところですか、防災教室、その前のご説明の資料の中では、小学校での防災教室というような写真があったかと思いますが、その小学校で教室をした前後で、子供たちに何か防災についての意識を高めるようなフォローアップをして、次につなげるだとか、実績だけではなくて、その後、どういうふうにそれを継続していくのかとか、そういったところを何らかの形で実績に盛り込めるような工夫ができないのかなという思いがございます。

ですので、まずは予定された回数ですとか箇所というのは十分理解できますが、その次の段階も含めての評価になったほうが、次の事業展開にも向かっていくと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

【増田会長】 いかがでしょうか。ちょっと確認したいのですが、毎年度評価で、既に単なる回数だけではなくて、何らかのもう1つのプラスアルファの行動みたいなものを確認したほうがいいのではないかということでしょうか。2年のうちには減災意識の向上というのを、要するに事業効果のほうで計測していますが、むしろ、毎年評価の中で何か改善をしたほうがいいというご提案でしょうか。

【藤田委員】 資料3ですと、事業効果のところでは、府民の減災意識の向上というふうになっていますが、この地区で森林危険情報マップを作成することで、府民の減災意識を上げるという評価は、関連性がないわけではないですが、直接的にこれで、情報マップをつくることによって対象地域以外の府民全体の意識の向上につながるのかという点につ

いては、ちょっと難しい面もあるのではないかという気がいたします。例えば健全な森林を次世代につなぐ取り組みのところだと、参加した実際対象となったところにアンケートをかけることになっていますが、こちらのほうでは減災意識の向上を対象となる緊急度の高いところで事業を行っているにもかかわらず、全体での意識の向上を評価に入れているというところが少しほかとは違うような印象を持ちました。それについて、もし追加的なご説明があれば、お願いしたいと思います。

【増田会長】 いかがでしょう。

【原森づくり課長】 申しわけございません。これは、我々府民と書いておりますが、この対象とした地域の方々ということですので、府民全体ではなくて、その事業対象にした、減災マップをつくっていただくのに協力していただいた地域の方々への防災意識の向上ということで、下にあります対象者の8割というのはそういうことですので、府民という言葉を使ってしまったところは、対象区域内の府民の方々ということでございます。

【増田会長】 地域住民という言葉が使われますか。あるいは、この対象、減災対策を行った地域の方とか、きっちり定義してください。

【原森づくり課長】 言葉をそのほうに訂正させていただきます。

【増田会長】 それと同じことが多分木育のところの、府民の木材利用に関する理解度の向上、これも同様だと思いますが、府民の府政モニターみたいなことをやっても出てくる話ではないと思いますので。

【原森づくり課長】 検証方法のほうで、そこは利用者と限定しておりまして、それと同等でございます。つい府民という言葉を使い過ぎております。申し訳ありません。

【増田会長】 そうですね、そこは少し定義をしてもらおうということをお願いしたいと思います。

他いかがでしょうか。武田委員、どうぞ。

【武田委員】 先ほど梶原先生もおっしゃってた道路が未整備の倒木などで通行できなくなったりというケースは、ある意味、道路管理の仕事です。ですから、都市整備部のドメインの問題を森林環境の部がやると、府民は都市整備部の予算でやれ、なんてことになると、少し良くないと思います。これはきちんとすみ分けを、こちらがやるのは確実に固有の事業、ピンポイントで今狙い撃ちをしたところに限った事業で、その都度効果を検証するというような仕組みのほうがいいと思う。都市整備部の河川とか、いわゆる防災にかかわる所管が別にありますので、どちらかと言いますとそこは連携をとってやるべきだと

思います。そこはどうお考えですか。

【増田会長】 これは大きな話で、事業そのものの話ですので、きっちりとお答えいただければと。

【原森づくり課長】 この事業実施につきましては、それぞれ河川管理者、また道路管理者とも十分連絡、また調整もしながら事業を進めております。例えば道路でしたら、道路敷の管理をするのは道路管理者、その道路敷より山側の部分で、そこが起因として倒木が起こるものについて、我々は今回取り組ませていただく。また、河川、砂防につきましては、我々の対策工事と連携をしながら、砂防事業で実施するとか、我々が着手しておれば、着手できない危険な箇所については砂防がまず初期手当ての対策を組むなど、そういう事業の振り分けなどを調整しながら進めてまいりたいと考えています。現実に関係課と濃密な調整をしながら、箇所選定、進捗管理も既に図っているところでございます。その辺は今後も気をつけて、協力しながらやってまいりたいと思います。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【武田委員】 はい。

【増田会長】 私のほうで1点、今の主要道路沿いのところで、対象エリアがナラ枯れのところと竹林のところがありますよね。ナラ枯れのところは、枯損したものを搬出すれば、そう簡単にひこばえのようなものが出てこないですよ。ところが、竹林は、一旦伐採しても、3年ほったらかしたら、またもとに戻りますよね。その辺を一体どう考えるのでしょうかね。

【田中（武）森づくり補佐】 おっしゃるとおりで、単に伐採するだけでしたら、もとに戻ってしまうと思っています。今回、対象としていますのは、竹の純林になっているところは、なかなか手出しができませんので、広葉樹でありますとか人工林の中に竹が入っている、そういうところでこれ以上竹を拡大させないために、そこでの伐採を考えています。また、伐採すると同時に、竹林との間には、一定穴を掘ったりして、まず根を切断させるということが1つと、そこの中にある竹については、完全に枯死させるために、安全性の高い薬剤なんかも使って、そこについては全て竹を除くということで考えたいと思います。

【増田会長】 あくまでも単年度でやり切ってしまうと。

【田中（武）森づくり補佐】 そうですね。

【増田会長】 新たに侵入していかない対策を打つというのと同時に、残された竹に対

しては薬剤注入で枯死させると。だから、来年度は新たな竹は出ないということですか。

【田中（武）森づくり補佐】 基本はそうですが、ただ、それで100%、1年で死滅させられるかというところ、そこはちょっと疑問もありますので、そこは2年目、3年目も現地を見ながら、やはり出ているということであれば、次の年も同じところでやるという可能性はあります。

【増田会長】 通常、竹林とは3年連続ちゃんと抑制したら、かなり細いササみたいになってしまいますけれども、1回やって、3年間ほったらかしておくと、もとの竹林に戻りますから。

【田中（武）森づくり補佐】 そこは根をきっちり切って、再び入ってこないように取り組みたいと思います。

【増田会長】 蔵治委員、どうぞ。

【蔵治委員】 では、幾つかお願いしたいと思いますが、まず、危険溪流・流木対策事業のところ、事業効果のほうですけども、検証方法の1番上を書いてある危険地区の効果検証のところの対象区という言葉がありますが、ここの対象区はレファレンスという意味なので、象という字を直してほしいと思いますね。

【勝又みどり推進室長】 照らすのほうですね。

【蔵治委員】 そうですね。

それから、その下のナラ枯れのところですが、やはり、このアウトカムのところは非常に難しい部分で、これは平成30年に評価ということですので、きょう、議論を詰めなくてもいいかもしれませんが、通行の安全化というふうにさらっと書いてあるわけですが、どうやってそれを評価するのかなというのは、非常に難しいですよ。通行している人たちにとっては、確かに木がなくなってスッキリしたとか、そういう印象はもちろん持つと思いますが、それ以上に何か数値的に、あるいは科学的に安全になったというのは、それはむしろ道路管理者のほうで専門であるのでは。先ほど武田委員がおっしゃったように、道路通行の安全化というのは、道路の専門かもしれませんが、どういう基準なり指標で評価するのかということも今後教えていただければと思います。

それから、その次の持続的森づくり推進事業のところ、これも非常に漠然と34箇所、4,800ヘクタールの森林健全化という書き方ですが、ここは、もう少し具体的に書いたほうが良いような気がしますね。先ほどの説明で、森林経営計画はきちんと樹立すると、協定書は全部取りつけるという話がありましたが、では協定書を結んだから、平成30年

度にどこまでそれが森林経営として行われたかということの評価しなければならないと思うんですね。それを、どう評価するのかというのは、また難しいことだとは思いますが、例えば本当に各山主さんが自分の森林に、手を入れてやる面積というのは非常にわかりやすいですが、手を入れないとしても、将来こうやって手を入れるということまで含めてきちんと考えていただけるというところを評価しなければならないと思うので、その辺を今後工夫していく必要が多分あると思います。

最後に質問ですが、未利用木材資源利用についてですが、きょう、新しいお話として、そこは森林所有者の理解度の向上ということを事業効果としたいとありました。これは、私どもの業界の言葉でいうと、自伐林家的な取り組みを支援したいというイメージかなと思いましたが、そういう自伐林家、つまり、森林所有者がみずから自分の森林を経営対象と考えると、そこから土日、祝日等の活動として、その木材を出して、少し小遣い稼ぎぐらいをしようというような形で、こういうものに取り組んでいくと。そういうことは、とてもいいことだとは思いますが、そうだとすると、これに関しては、これから提案公募をして委託先を選定するということでしたが、その提案公募の募集要項あるいは仕様書にそういうのを盛り込んでいくということが当然セットで行われなければならないと考えますが、そういうことを含めての提案になっているという理解でよろしいでしょうか。質問ですね。

【増田会長】　そうですね、最後は質問です。いかがでしょうか。

【田中（武）森づくり補佐】　主要道路の通行の安全化ですが、これも先ほどの府民の防災意識の向上と同様に大きく捉えられるように書いてしまっていますが、これはあくまでも今回は病虫害対策と放置竹林対策によって、交通が危険になっているということに対する安全化ということですから、その原因となっているものを取り除くと。その中身として、資料のほうに書いています病虫害の発生状況でありますとか、放置竹林の再生状況、こういうものを検証することで、原因を取り除けているということが、安全化ということの実証になるのかなと考えています。

それと、通行被害の発生回数、これは都市整備部と連携して、聞き取りもしながら、現にそういうことが起こっていないということで、病虫害とか竹林に対しての安全化というものが図られているというふうに考えたいと思っています。

【安藤森づくり補佐】　未利用材の件でございますが、先ほど資料2の目的のところ、46ページにあります、林業の事業者や森林所有者さん、それと地域で活動する保全活

動団体さん等に自ら継続的に、安定的に未利用材を出していただくという仕組みを構築したいという事業目的になっております。先ほど、蔵治先生がおっしゃいましたとおり、森林所有者をはじめとする関係者の方々に一定の土場なりを設けて、土日なり、または時間のあるときにそこへウインチ等に出した未利用材を土場に出していただくという形を考えております。先生がおっしゃいますとおり、募集要項等、事務局を募集する際には、そういったところの観点も入れて運営してくださいという仕様書を考えております。

以上です。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

それに関連して、二、三お聞きしたいのは、今の未利用木質資源、これはこういう事業名称のほうがいいですかね。未利用木質資源というと、どちらかというと、建築廃材なんかもそれに含まれるので、むしろ、この46ページに書いてある林地残材と、言葉として使うのはどっちがいいでしょう。何となく、私が見ると、未利用木質資源はどちらかといえば、そういう廃材を利用してバイオエネルギーをしている業者はたくさんいますよね。それも未利用木質資源と呼んでいると思うんですね。名称の呼び方で、これはあくまでも持続的な森づくりへつながっていくという話からいうと、林地残材等の未利用木質資源とか、何かつけておいたほうがいいのではないかというのが、これに関連して1点。

もう1つは、先ほどの評価ですが、安全化のところもそうですし、先ほどの4,800ヘクタールの森林の健全化という、ほんとうにこういう言葉の選択がいいのか、検証方法に書いてある、むしろ森林経営計画の達成度とか、木材供給量とか、それそのものがアウトカムですよというふうを書くほうがいいのか。書けると思うんですね、書こうと思えばね。そのあたりについては、まだあと2年ありますから、きょうは少しここについて意見をいただいて、事務局でそのあたり検討いただいて、次回もう1度これについては議論するというのでいいかと思うんですけど、両方とも書き方があると思うんですよ。検証方法に書いてますので、府内主要路線の通行の安全化という漠然として掲げるのがいいのか、あるいは、病虫害の発生状況のようなものを抑制しますみたいな言葉をダイレクトに使うほうがいいのか。そのあたりについては、少し継続してご検討いただければと。

【原森づくり課長】 はい、わかりました。またご相談もさせていただきながら、取りまとめたいと思います。

未利用材の件につきましても、確かに事業目的に林地残材（未利用材）と記載した、カッコのほうがいい事業名となっています。これにつきましては、事業名として未利用材木質資

源ということで使わせていただいているのですが、この評価については、理解しやすい、誤解を招かない言葉遣いのほうで、事務局のほうで言葉の使い方、もう1度考えさせていただきますと思います。

【増田会長】 ほか、いかがでしょうか。武田委員、どうぞ。

【武田委員】 検証方法ですが、事業の完成検査という言葉で表現されていますが、私たちは、その事業が終わったら、やりましたよという書類だけで評価せざるを得ないのか。あるいは、全員スケジュールが合わないの、この審議会の代表で現場に行く方がいいのか、私は行く機会があれば、その評価の説得力が増すと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

【増田会長】 どうでしょうか、効果というところの毎年の評価のあたりで、現地視察をするのか、あるいは、現時点で事業の対象となっているところは、一体具体的にどんな状況になっているのかということで、一度現地視察をしたほうがいいのか、その辺については、皆さんお忙しいでしょうけども、いずれにしてもどこかで現地の実態というのを認識しておく必要性があるかと思います。どうでしょうかね、皆さん。やぶさかではないですよ、現地に行くというのは。したがって、日程の調整は大変でしょうけど、どこかで少し、そういうことをお考えいただければと思います。それを検証のときに見るのがいいのか、どういうところが対象になっているのかということで、早く1度見てみるということも考えられますので、その辺少し考えていただければと思います。

【原森づくり課長】 はい、わかりました。それにつきましては、事務局で検討しまして、会長ともご相談さしあげながら、現在の状況を見ていただくのか、年度が変わって完成したものを見ていただくのか、それも含めまして、会長にご相談させていただきながら、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【増田会長】 よろしいですかね。いずれにしても、9月ぐらいまでは暑いですから行かないと思いますので。

【原森づくり課長】 例えば作業等をしている状況を見ていただくということになりますと、なかなか秋以降でしか、現場の状況もありますので、その辺日程も含めまして検討させていただきたいと思います。

【増田会長】 はい、わかりました。

そしたら、日程調整をしていただいて、皆さんにお諮りしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 質問というよりは、きょう、特出しでのご説明はなかったかと思いますが、資料3の一番右側にあります4年間の事業実施後に期待される森林の効果の具体例ですが、これがイメージしやすいものなのかどうか、とても難しい問題で、具体例があればあるほどイメージしやすいと思いますが、個別に見てみると、ほんとうにわかりやすいかどうか。その表現というのでしょうか。ここのあたりのところは、また次回以降でも結構ですので、工夫いただきたいなと思います。

【増田会長】 この趣旨は何なのでしょう、一番右の欄に、4年間の事業実施後に期待される森林の効果というのをあえてこの右の欄に入れられている趣旨というのは、一体どういう効果なのでしょう。

【原森づくり課長】 これにつきましては、事業実績、事業効果という観点で、この評価委員会で事業の実績、事業の内容の評価をしていただくかと思います。この事業をもって、森林が健全化され、森林防災対策が上がってまいります。そういうことで、府民の皆様にご提供できるものとして、その森林の持っているものがこういうものに返ってくるんだということを府民の皆様にお伝えしたい。府民の皆様から税をいただいてやっておりますので、府民の皆様全体に返っていく効果であるというものをこういう形で記載しています。予防対策であったりとか、洪水の抑制力とか、また二次的ですが、二酸化炭素の吸収・固定とか、そういうもので府民の皆様全体に返る、利益だということをお知らせしたいということで記載しております。

あくまでも事業地に対しての効果というのは、事業評価のところで議論されますので、その地域には直接効果がありますが、府民全体にもそれを通して、これだけのものが返ってくるんだということをお伝えしたいと我々は考えております。

【増田会長】 あともう1つは、ここで例えばに置きかえる話がほんとうにわかりやすいかどうかも含めて、1度議論いただきたいと思うんですが。

【原森づくり課長】 そうですね、京セラドーム何杯分という表現でほんとうにわかるのかというのは、確かにあります。我々もない知恵を絞っているいろいろと考えていますが、なかなか難しいところがあります。

【浅利委員】 あまり欲張らないほうがいいのでは。

【原森づくり課長】 はい、そうですね。その辺は誤解を招くこともありますので、謙虚な形で物を考えていきたいと思います。

【増田会長】 だから、この右端の記載部分は、反対に前提なのかもしれないですね。こういうことを期待して、こういうことをやっていますよという。こういう事業を実施したので、こういう効果が発揮されますよということよりも、むしろ、ここがひょっとしたら前提で、この事業そのものをやっている背景みたいな話が、要するにこういうことを達成したいという背景の中でこんなことをやっていますというので、右端に置くのがふさわしいのかも含めて、どっちがいいのかということだと思っただけですけどね。

ありがとうございます。大体よろしいでしょうか。

それでは、税金で扱う事業についての直接的な議題はこれで終了かと思えますけれども、もう1点、大阪府として森の見える化、これは直接税金で、今回の超過課税でやる話ではないわけですね。ただし、ある意味、もっと大きく大阪の森林について府民の皆さん方に知ってほしいということの事業かと思えますので、プラスアルファですが、一度ご紹介いただいて、議論すればと思えますので、よろしくお願ひします。

【池口森づくり参事】 短い時間で、右肩に資料5と書いています、森の「見える化」運動ということで、我々が、森林環境税をいただきながら、森をよくしていく事について、ほんとうにそういう必要があるのかどうかということを知っていただくために、今回の評価委員会とはまた別のところで、あわせて進めていきたいというふうに考えております。

一体どういうことを目的としているかということ、子供さんたち、あるいはその親御さんたちにお話ししても、大阪の山というのは、遠目で見たら緑できれいじゃないですかと、別に手をつけなくてもいいじゃないですかという方は非常に多いです。でも、一旦山の中に入れば、人工林というのは非常に真っ暗で、間伐もされずに、降った雨が侵食して土砂が流れていると。また、先ほどからあるように、流木、土石流として流れていく。そういう現状をぜひ知っていただきたいと。しかし、なかなか山に来てくださいと言っても、時間も興味も持っていただけないことに対して、いかに森の現状を知っていただくかということについて、何かできないかということ考えているのが、ここに書いてある取り組みです。

一番上の枠に、①、②、③、④と4項目書いています。1番目のおおさか「山の日」、山の日というのは11月の第2土曜日をおおさか「山の日」と設定しておりますが、その前後、11月の期間、いろんなイベントを実施します。森林関係のイベントを実施しますので、その際に、集まってこられる府民の方々に対して、森の現状というのを何とか伝え

たいなということを考えております。具体的な内容というのは、現在まだ検討中です。

それと、2番目としまして、森林環境学習、小学生、子供たちを対象とした出前講座ということで、中ほど左側に森林環境学習、子どもと書いていますが、森の現状、森のすばらしさというのを知っていただくために学校へ出向いたり、あるいは、要望に応じて校内、校庭、あるいは近所の山というところに出かけ、現状を伝えていきたい。なかなか身近な、遠くにしか見れない森を一度中に入って見ると、こんな状況ですよ、一緒に行ってみましょうということを働きかけていきたいと思っております。

中ほどの森の健康診断ですが、これにつきましては、いろんなNPOの方々、企業の方々がアドプトフォレストというものを大阪府でやっております。そういう場で森で間伐等をしていただいておりますが、その中で、この森は果たして今どんな状況なのかと、なぜ間伐をやっているのですかということ、一応説明はしていますが、実際に水を流して実験をしたり、そういったことを踏まえながら、森の状況、手をかけることによってこんないいことがありますよということを現地で伝えていきたいという取り組みです。

右端のほうは、先ほど来話にしていました木育活動、木育リーダー等を活用しまして、木を使うことによって森の健全化に、健康な森づくりに役立つということ、これについては、都市住民、都市の方々、子育て世代の方々、そういった方に伝えていきたいということをおあわせて今年度から取り組みたいと考えております。

これにつきまして、この時間をかりまして紹介させていただきました。どうもありがとうございます。

【増田会長】 何かお気づきの点ありますか。

1点ちょっと気になっているのが、山の日が制定されましたよね、8月の11日に。おさか「山の日」、それより以前からずっと活動していて、11月の第2週の土曜日か何かにされていると思いますが、この8月の山の日をほったらかしといていいのかどうかと。8月11日、今年初めてですよ。

【武田委員】 お盆の前の日。

【増田会長】 お盆の前、そうですね。その辺は何かあるのかなという話と、もう1つ、ここの中に、この「フォレスト&グリーン」非常にいいペーパーで、3号まで続きますが、このあたりの広報のような話、森の「見える化」運動の中にこういう「フォレスト&グリーン」、のようなものを広報する活動も実施していますというようなことは入らないのかなと。ものすごくすてきな広報紙なので、できれば連載していただければと思

ます。

【原森づくり課長】 お盆の前に国が制定したのですが、そもそも大阪が11月の第2土曜日にさせていただきましたのは、ハチとかの虫、害虫の危険性であったりとか、夏の暑い炎天下の問題もある中で、気候的な面も踏まえて、11月の第2週にさせていただきました。その辺を考えると、ストレートに8月11日、その時期に何かできるかというのは、我々としては非常に難しいところと考えております。ですので、我々は、やはり、従来どおり大阪府が決めました11月の第2土曜日を山の日ということで頑張ってもらいたいと考えております。

「フォレスト&グリーン」につきましても、また引き続き何らかの形で頑張っていきたいと考えております。予算面などいろいろ問題もございますので、この場で、「はい、やります」と答えられないのはつらいところですが、工夫をしながら、また、蔵治先生にも出ていただきまして、今度は藤田先生、梶原先生も出ていただくこともいろいろ考えながらやっていきたいと思っておりますので、その際のご協力をよろしくお願いいたします。

【武田委員】 子供たちを森に引っ張り出すような仕組み、すぐ危険だとか、虫がいるとか、マムシがいるとか、そういうマイナスをアピールするんですが、森へ連れて行って、平らな森なら、その森の中にさっきの切った竹材を、竹を合わせて、流しそうめんのギネスに挑戦するとか、大阪府を挙げて、今、ギネスは3.2キロなんですかね。だから、3.5キロほどならできますからね。そんなおもしろい何かイベントをやれば、楽しんで皆、理解も進むと思うんですが。

【増田会長】 この8月11日に山の日が決まった経緯なんていうのは、蔵治先生、ご存じないですか。

【蔵治委員】 よくわかりませんが、海の日というのができたので、それに対抗してということだと思っております。

【武田委員】 県によって日が違うじゃないですか、山の日はね。ですから、この8月何日にするのは、どこかの強い県が、県の実力者がいて、国に対して強力にアピールしたかもしれない。

【増田会長】 わかりました。よろしいでしょうか。

そしたら、一応、きょう予定しておりました議題は全て終わったかと思っておりますので、その他は何か予定されていること、ございますか。特にございませんか。

【原森づくり課長】 特にございません。

【増田会長】 はい、わかりました。そししましたら、自由活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。事務局のほうにお返ししたいと思います。

【司会（辻森づくり総括主査）】 ありがとうございます。

これで予定しておりました内容は、全て終了させていただきました。委員の皆様には長時間にわたりまして、ご討議いただきまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

以上で第2回評価審議会のほうを終了させていただきます。

なお、本日の議事概要につきましては、委員の皆様方にご確認いただいた上で公開させていただきます。準備が整い次第、送付させていただきますので、ご確認のほど、またどうぞよろしく申し上げます。

また、次回につきましては、当初の予定では本年の11月の開催を予定しておりますので、詳細な内容につきましては、増田会長と相談しまして、先ほどご意見がありました現場視察のほうもあわせて、調整のほうをさせていただきたいと思います。それにつきましても、また、後日改めて日程調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

—— 了 ——